



転出するとき

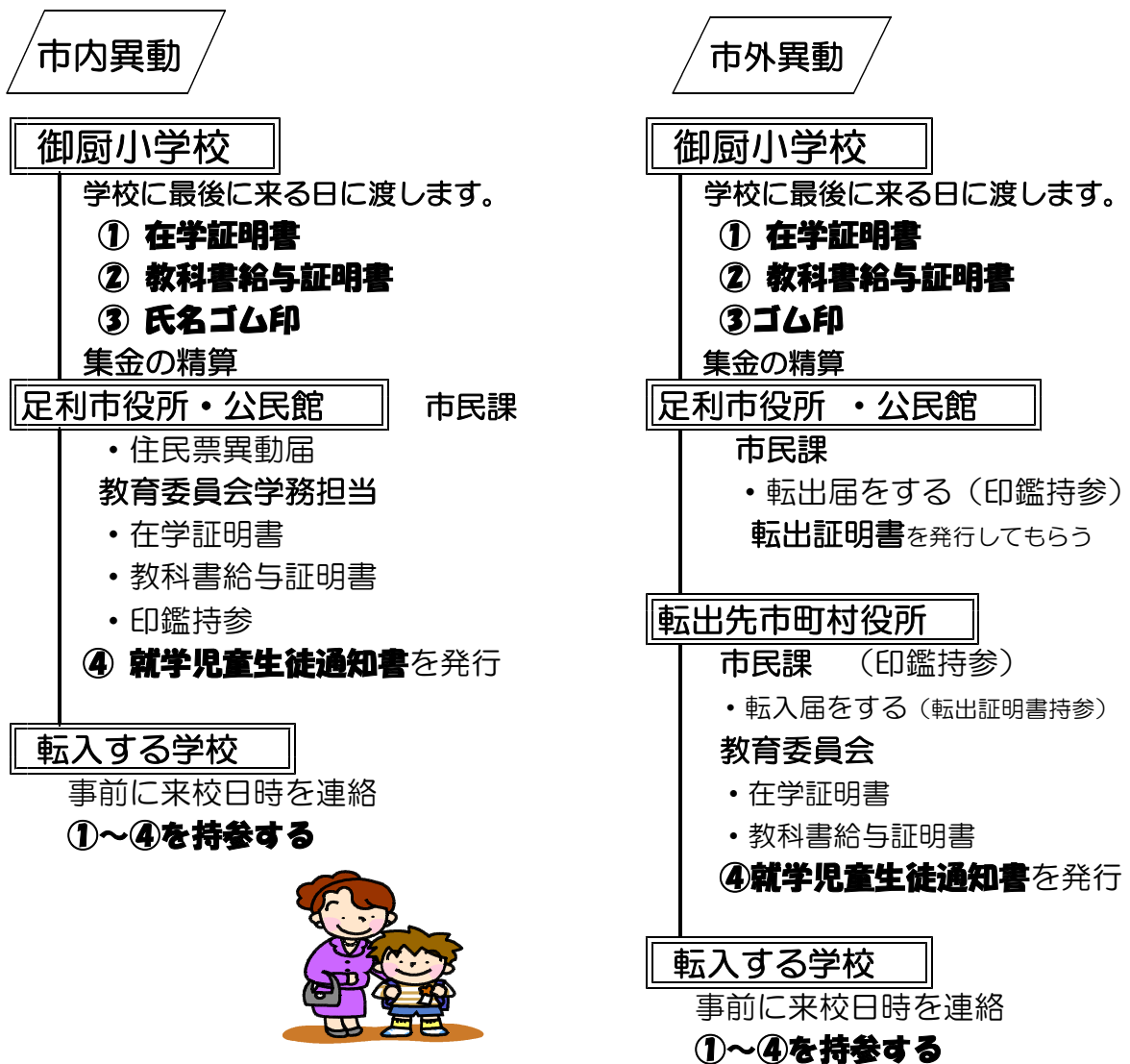
足利市立御厨小学校

1. 転校することになった時

保護者の転勤、転居により転校しなければならなくなった時

- ① わかり次第、学校に連絡をお願いします。
- ② 「**転出予定連絡票**」に記入し提出してください。(TEL可)
- ③ 転校する学校にスムーズに転入学できるように御厨小から連絡をします。
- ④ 最後に集金の精算を行いますので、印鑑をご用意ください。

2. 手続の手順



転居により住所が、御厨小学校通学区域(福居町、島田町、上渋垂町、百頭町、荒金町、問屋団地)外になった場合転校になります。

*ただし、要件が満たされていれば指定校変更申立書により許可されます。

(教育委員会学務担当 Tel.20-2219までご相談ください)